

【届出_根拠規範】 13_東京都江東区_1_10

江東区心身障害者調髪サービス実施要綱

昭和54年4月1日

江厚福発第70号

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害者（児）（以下「障害者」という。）に対し、区が指定する理容師及び美容師による出張調髪サービス（以下「調髪サービス」という。）を行い、障害者の保健衛生の向上を図るとともに介護者の経済的・精神的負担を軽減し、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この事業の対象者は、次の要件を全て備えた者とする。ただし、江東区寝たきり高齢者調髪サービス事業実施要綱（昭和51年6月1日江厚福発第133号）による資格要件を備えている者は除くものとする。

- (1) 江東区内に住所を有する在宅の者
- (2) 身体障害者手帳1級、2級又は愛の手帳1度、2度の障害を有し、常時複雑な介護を必要とする者又は常時臥床の状態で店舗での調髪が困難な者
- (3) 前年分（1月から8月までの申請については、前々年分）の所得（支給対象者が20歳未満である場合については、その者の生計を維持する扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者であって、主として当該障害者の生計を維持するものをいう。）の所得）が、心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113号）第2条に定める額以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、区長において特に必要と認めるときは、対象者とすることができる。

(実施方法)

第3条 調髪サービスは、次の各号について東京都理容生活衛生同業組合江東支部並びに東京都美容生活衛生同業組合深川支部及び同城東支部に委託して行うものとする。

- (1) 理容内容 普通調髪・顔そりとする。
- (2) 美容内容 普通調髪とする。

(3) 実施回数 1人年6回とする。ただし、年度途中の申請者は、2か月に1回の割合で実施する。

2 区長は前項の調髪サービスを委託した団体からこれに従事する店舗及び代表者名簿を提出させるものとする。

(申請)

第4条 調髪サービスを受けようとする者は、江東区心身障害者調髪サービス申請書（別記第1号様式）を区長に提出するものとする。

(決定)

第5条 区長は、前条の申請を受けたときは、第2条に定める資格要件を速やかに調査のうえ、その適否を決定し、江東区心身障害者調髪サービス決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 区長は前項の調査決定に当たっては、当該対象者の居住地区を担当する民生委員の意見を聞くことができるものとする。

(調髪券の交付等)

第6条 区長は、この要綱による調髪サービスを受けることになった者（以下「利用者」という。）に対し、年6枚を限度として心身障害者調髪券を交付する。

2 調髪券は1枚につき1回記名本人に限り使用できるものとする。

(利用方法)

第7条 利用者は、第3条第2項の規定による名簿に登載されている店舗の中から選定し、調髪サービスを受けるものとする。

2 調髪サービスの実施日時については、利用者と理容師又は美容師との間で決定するものとする。

3 利用者は、調髪サービスを受ける際、介助者をつけるものとする。

(調髪サービスの取消)

第8条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、調髪サービスの決定を取り消し、調髪サービス資格消滅通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

- (1) 第2条第1項に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 調髪サービスを辞退したとき。

(3) 偽り又は不正の手段により利用したとき。

(調髪券の返還)

第9条 区長は、前条の規定に基づき調髪サービスの決定の取り消しを行った時は、直ちに交付調髪券を返還させるものとする。

(利用者台帳の作成)

第10条 区長は、心身障害者調髪サービス利用者台帳を作成し、常に利用状況の把握につとめるものとする。

(保険加入の義務)

第11条 この要綱により調髪サービスを行う者は、賠償責任保険に加入し、対象者等に損害を与えたときは、賠償責任を負うものとする。